

鎌倉市農業委員会 令和元年度 第10回総会 次第	
日時	令和2年1月28日(火) 15時30分開会
場所	鎌倉市役所 第3分庁舎 講堂
委員名	1番 柏木博明、2番 石原秀雄、3番 安齊清一、4番 郷原均 5番 平井保男、6番 岡崎和彦、7番 浜野清一、8番 飯田正実 9番 小泉勝利、10番 和田雅裕、11番 小川壽一 12番 若林安雄、13番 石澤一英 以上13名
事務局出席者	鈴木事務局長・岸名局長補佐・小田職員・酒井職員
欠席委員	8番飯田委員、9番小泉委員
議長(安齊会長)	それでは、定刻になりましたので、只今から総会を開会いたします。欠席の届出があるようですので、事務局より報告をお願いします。
事務局(鈴木局長)	議長。8番飯田委員、9番小泉委員から所用のため、欠席する旨の届出がありましたので、報告します。
議長(安齊会長)	次に、本日の議事録署名委員と現況証明委員を指名いたします。議事録署名委員は、10番和田委員、11番小川委員にお願いします。現況証明委員は、10番和田委員、2番石原委員にお願いします。
議長(安齊会長)	本日の議事日程につき、運営委員会でご審議していただいておりますので、ご報告をお願いします。
運営委員長 (小川委員)	議長。本日、午後3時10分から運営委員会を開催し、1月総会議事日程につき審議したところ、次のように決定しましたのでご報告いたします。 日程第1、報告第24号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、1件。 日程第2、報告第25号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、1件。 日程第3、報告第26号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、1件。 日程第4、議案第30号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について。 日程第5、その他、諸般の報告について。 以上で報告を終わります。
議長(安齊会長)	ありがとうございました。それでは、日程第1、報告第24号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、1件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(岸名補佐)	議長。日程第1、報告第24号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、1件、着席して、ご報告します。お手元の資料をご覧ください。 整理番号1、 田、402平方メートルを、 が、平成31年1月17日、相続により所有権を取得し、令和元年12月27日に専決処分いたしました。 以上で報告を終わります。
議長(安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。

	「なし」の声
議長(安齊会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(安齊会長)	次に、日程第2、報告第25号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、1件、事務局から報告をお願いします。
事務局(岸名補佐)	議長。日程第2、報告第25号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、ご報告します。お手元の資料をご覧ください。 整理番号1、[]田、141平方メートルを[] []が、専用住宅用地として、令和2年1月20日転用のため、令和2年1月9日に専決処分いたしました。 賃貸借関係はございません。以上で報告を終わります。
議長(安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
4番 郷原委員	議長。4番。申請人が4人いる、専用住宅用地ということは、共有地でよいか、4人が住むのか。
事務局(岸名補佐)	議長。相続で4分の1ずつを取得しており、4人での申請になります。借家であるのか、どなたが住まわれるかは、届出書に記載がないので確認ができません。 この土地に専用住宅が建つという届出です。
議長(安齊会長)	他に何か、ご質問はございませんか。
	「なし」の声
議長(安齊会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(安齊会長)	日程第3、報告第26号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、1件、事務局から報告をお願いします。
事務局(岸名補佐)	(挙手)議長(着席のまま) 日程第3、報告第26号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、1件、ご報告します。お手元の資料をご覧ください。 整理番号1、[]畑、157平方メートルを[] []が、[] []に所有権移転し、専用住宅用地として、令和2年1月28日転用のため、令和2年1月9日に専決処分いたしました。 賃貸借関係はございません。以上で報告を終わります。
議長(安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声
議長(安齊会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(安齊会長)	日程第4、議案第30号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、事務局から説明をお願いします。
事務局(岸名補佐)	議長。日程第4、議案第30号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、ご説明します。 令和元年10月、大分県の別府市、奈良県の安堵町の農業委員会会長が、それぞれ収賄容疑、農地法違反容疑で逮捕されました。 これを受け、市町村に設置された農業委員会の全国組織である一般社団法人全国農業会議所より神奈川県農業会議を通して農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議の実施及び今後の対応について依頼がありました。

	<p>お手元の議案第30号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」(案)をご覧ください。</p> <p>中段以降の1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。</p> <p>特に農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。</p> <p>2. 農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施することを申し合わせ、決議しようとするものです。なお、決議後は毎年度1月総会で綱紀肅正の保持について確認を行う予定です。以上で説明を終わります。</p>
議長(安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
13番 石澤委員	議長。13番。農業委員会法第31条の議事参与の制限とは、具体的にはどのようなものか。
事務局(岸名補佐)	議長。委員の関係する議案が出た場合、審議の際に退室していただいている。
13番 石澤委員	議長。13番。わかりました。利害関係者は議事に参加できないということ。
議長(安齊会長)	(案)の1、2の文言を変更することは可能か。 農業委員は地方公務員法の特別職。我々は地方公務員なのです。法令遵守は当然だと思います。文言に特別職地方公務員をうたうことは可能か。
事務局(岸名補佐)	議長。(案)はひな形を提示しているので、鎌倉市農業委員会独自で追加することは可能と考えています。
議長(安齊会長)	農業委員は安易に受け止められるが、地方公務員の特別職ということを書きおくと、自覚もでてくると思う。皆さんはいかがでしょう。
事務局(岸名補佐)	議長。文言を追加するようであれば、1の冒頭の農業委員会を特別職地方公務員である農業委員会委員と読み替えて入れることは可能だと思います。
議長(安齊会長)	入れた方が、重みがあり自覚もでてくると思う。文言は事務局に任せます。
事務局(岸名補佐)	議長。わかりました。
議長(安齊会長)	今言った内容が議決書として残る。よろしければここで採決をしたいと思いますがよろしいですか。
4番 郷原委員	議長。4番。私が農業委員になってから、このような決議があった。度々起こりうる問題なのか。これは法令遵守だから1回決議すればよいということか。個別に生じたときに行うものなのか。
事務局(岸名補佐)	議長。過去4年位を確認したが、決議は無ありませんでした。
4番 郷原委員	議長。4番。6年から8年位前だと思うが、その時は報告程度で、いちいち決議をしていなかったと思う。
事務局(岸名補佐)	議長。全国農業会議所からの文書を読む限りでは、決議例に限らないが、総会で法令遵守の喚起等を実施するようにとあります。 事務局として議案か報告か判断できず、会長に相談をし、決議案を出すことになり、本日提示させていただいた。報告で足るという結果もあり得ます。
4番 郷原委員	議長。4番。記憶にあるのは選挙で委員を選出していた頃で、任

	命制になってからは初めてである。決議案で取り上げたのが会長と相談の上のことなので、そのまま進めていただいてもかまわない。
議長(安齊会長)	私も4期目で12年になるのですが、不祥事があった折に注意喚起は何回かあった。今回のような議決をするというのは初めてである。議決をするというのは皆さんが賛同して、後々残そうということである。近隣の市町村はわからないが、鎌倉市農業委員会として議決して皆さんに自覚してもらおう方がよいと思う。
4番 郷原委員	議長。4番。鎌倉市農業委員会はこんなことをいちいち決議していなくても遵守しているというプライドを持っている。
議長(安齊会長)	市議会の議員もこういう時は議決をしている。議決は本人たちがしたということで、事務局から注意喚起の報告とは重みが違う。
事務局(岸名補佐)	議長。全国農業会議所からは例を参考の上、管内の全ての農業委員会での議決の実施について周知徹底を図るようにと神奈川県農業会議に依頼してきています。
議長(安齊会長)	議決をしろという前提なのか。
事務局(岸名補佐)	議長。そのように読み取れるところもあります。
議長(安齊会長)	そのようなところで、よろしいですか。
	「異議なし」の声
議長(安齊会長)	それでは、ご異議が無いようですので、採決いたします。議案第30号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(安齊会長)	総員の賛成をもちまして、議案第30号は承認されました。
議長(安齊会長)	次に、日程第5、その他、諸般の報告について、3件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(小田職員)	議長。日程第5、その他、諸般の報告について、3件、着席して、ご報告します。 諸般の報告1、農地パトロールについて、報告させていただきます。農地パトロールは、農業振興地域内の農地法違反地を中心に現在の状況を確認するため、農地パトロール実施計画に基づき年4回実施しています。目的は、農地法違反地の状況の確認、産業廃棄物の不法投棄や農地の無断転用の防止等となっております。農業委員会のほか、市・県の関係課職員も同行します。 日程につきましては、3月中旬で現在調整中です。 通常、4回目のパトロールは1月に実施しておりますが、 の解消に伴う農地転用許可が1月24日付で許可されたことから、撤去完了予定である3月中旬にパトロールを延期したものです。 5番平井委員、6番岡崎委員、7番浜野委員のご出席をお願いします。日程が確定次第、追ってご連絡させていただきます。 諸般の報告2、第26回遊休農地解消対策協議会について、ご報告します。次回2月総会に合わせ、2月25日(火)14時45分より遊休農地解消対策協議会を、鎌倉商工会議所102会議室で開催します。来年度の活動計画の協議等を行う予定です。 最後に、2月総会の日程について、報告させていただきます。 今回は、2月25日(火)、先程ご説明いたしました協議会終了後、運営委員会を開催し、その後総会となります。 会場は同じく鎌倉商工会議所102会議室で開催します。

	諸般の報告は、以上です。
議長(安齊会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	「なし」の声
議長(安齊会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、以上をもちまして令和元年度第10回総会を閉会いたします。ありがとうございました
会 長	安 齊 清 一
議事録署名委員 10番	和 田 雅 裕
議事録署名委員 11番	竹 川 寿 一